留総総第74号 平成26年5月28日

留萌市監査委員 岩 崎 智 樹 様 留萌市監査委員 珍 田 亮 子

留萌市長 高 橋 定 敏

平成25年度財政援助団体等監査結果に基づく措置について 平成26年4月14日付留監第4号で報告のあった監査結果のうち、当 該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考とし講じた措置につい て、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知しま す。

(総務部総務課総務係)

財政援助団体監査の結果を参考として講じた措置

③ 仕様書及び協定書項目について

ア 指定管理者への指摘事項において、市において確認・指導すべき事項である にも関わらず実施されていないものが若干見受けられる。所管においては業務 報告書が提出された後、実地検査を実施するなどして、指定管理者に対し指導・ 助言を徹底するようにされたい。

今後は定期的に実地検査を実施し、指定管理者に対し指導・助言を徹底する。

イ 仕様書中 11 立入調査及び仕様書中 22 指定管理者に対する監督・監査(1) に施設の管理に万全を期する上で立入調査及び実地調査を行うことができるとあるが、所管に確認したところ非公式な協議等はされているものの公式な調査はされていなかった。これらの調査については義務ではないが適正な管理及び運営がされているかを確認する重要な手立てになるので実施されるよう要望する。

今後は定期的に、立入調査及び実地調査を実施し、管理運営が適正であるか確認する。

ウ 仕様書中 13 及び基本協定書第 6 章の指定管理料について、仕様書中 8 (2) ①において事業を実施する旨が定められているにも関わらず所管においては事業費が積算されていなかった。るもいコホートピアから提出された事業計画書には事業費の記載があり、その原資は人件費を削減して事業費を捻出しているような状況が見受けられ、本来の指定管理業務の趣旨から逸脱している。所管においては適切な指定管理料の積算をされるよう改善されたい。

指定管理料の積算については、指定管理業務の趣旨から逸脱することなく、施設の管理に要する経費と事業に係る経費を明確にして算定根拠を明らかにし積算する。

エ 仕様書中、14 文書の管理・保存において、るもいコホートピアが管理する文書について事業の継続性から市の直営時代の文書と混在しているものがある。所管における指導、助言がされていない事例と受け取れるので、るもいコホートピアと協議の上、文書の適切な管理・保存がされるよう指導されたい。

文書の管理・保存については、留萌市事務処理規程により、適切な管理・保存 について監査講評終了後速やかに指導した。

オ 指定管理者への要望でも述べているが、会計経理事務において収入伝票及び 支出伝票が発行されておらず経費の精査において困難な部分がある。伝票の発 行については義務ではないが経費の精査がしやすい点もあるので、るもいコホ ートピアと会計経理事務について今一度協議をしていただきたい。 るもいコホートピアと協議し、平成26年度会計より収入伝票及び支出伝票が 発行されている。

④ 経理関係について

ア 指定管理者への指摘事項でも述べているが、指定管理施設にかかる会計経理において一部不適切な事例が見受けられた。このことについては所管による指導及び助言が不足していることから発生している状況もあることから、基本協定書第24条及び第25条に定める実地調査を適切に行うとともに改善の必要があるものについては、指定管理者に対し文書での報告を求めて市の責務を果たしていただきたい。

会計経理についての適正な処理については、平成25年度より会計担当者との協議を重ね、会計規則に即した事務処理を行っている。また、平成26年度においては定期的に立入調査を実施し、改善の必要があるものについては文書を持って報告を求める。